

第26回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時 令和7年6月13日（金）
午後3時から午後5時まで
場 所 宮城県庁4階 庁議室

第26回宮城県産業振興審議会農業部会 議事録

1 開会

○ 司会

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから第26回宮城県産業振興審議会農業部会を開会いたします。開会に当たり、農政部長の石川より御挨拶させていただきますと思います。

2 挨拶

○ 石川農政部長

皆様、御紹介いただきました農政部長の石川でございます。直前に実は2件の会議がありまして、間に合わないかなと思っておりましたが、ギリギリ間に合いました。御挨拶が遅れまして申し訳ございませんでした。また、本日はお忙しい中、皆様御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から農業行政の推進に御支援、御協力賜っておりますことに対し、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、今回新たに委員に御就任いただきました皆様におかれましては、御快諾を頂きまして、重ねて御礼申し上げます。今回、農業部会で御検討いただきます「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しにつきましては、先日6月4日に産業振興審議会に諮問させていただいたところでございます。本計画は、農業者だけでなく、食、あるいは農業、農村に携わる様々な立場の方々が、共に連携・協働していくことが重要であるという考えのもと、「共創力強化」というキャッチフレーズを掲げまして、宮城の「豊かな食」、「儲ける農業」、「活力ある農村」を次の世代につなげていくために、各種施策に取り組んでいくというものでございます。

本計画を策定しました当時から時代の流れなり、経済情勢も変わってきておりまして、国内の人口減少、高齢化、あるいは地球温暖化の影響等の対応が非常に大きな課題となっています。また、策定から4年以上が経過する中で状況は更に深刻化しています。また、昨今の国際情勢の急速な変化、米も含めた物価高騰など、計画策定時には想定していなかった問題も色々出ているところでございます。

一方で、大規模農業法人の増加、あるいはスマート農業技術の普及拡大など、農業の持続的な発展に向けた取組も着実に進んできているところでございます。こういった状況を踏まえまして、国では、農政の憲法と言われております「食料・農業・農村基本法」が昨年5月に約四半世紀ぶりに改正され、県におきましても、本計画の策定根拠となります「みやぎ食と農の県民条例」が20年以上もの時を経て今年3月に改正されたところでございます。

本日は、このような社会情勢の変化を踏まえまして、主に見直しの視点や骨子案などについて、それぞれのお立場から御意見を頂戴できればと考えております。県内の食、農業、農村に関する各分野の最前線で御活躍されている委員の皆様、お一人お一人の御意見が、本計画の見直しに当たりまして、非常に貴重で重要なものと

なると考えておりますので、是非ともそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜われればと思ひまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○ 司会

今年度は、産業振興審議会の農業部会委員6人のほか、新たに専門委員として5人の方々に御参加いただき、計11人で御審議いただくこととしております。今回御出席いただいた専門委員の皆様の上に委嘱状を配布しております。大変恐れ入りますが、時間の都合上、机上配布をもって交付とさせていただきます。専門委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員・県職員紹介)

○ 司会

専門委員の方々を加えた農業部会は、今回が初めてとなりますので、委員の皆様方と同席しております県職員をお手元の出席者名簿により御紹介させていただきます。

はじめに産業振興審議会農業部会委員の皆様を御紹介いたします。

東北大学大学院農学研究科 教授 角田毅部会長でございます。

みやぎ生活協同組合 地域代表理事 齋藤裕美委員でございます。

さいとうゆうこ管理栄養士事務所 代表 齋藤由布子委員でございます。

株式会社一苺一笑 代表取締役 佐藤拓実委員でございます。

旬の店シンフォニー 代表 高橋順子委員でございます。

続きまして、専門委員の方々を御紹介させていただきます。

一般社団法人東北GYROs 代表理事 大場黎亜委員でございます。

マルヒ食品株式会社 専務取締役 佐藤香織委員でございます。

大崎土地改良区理事長 菅原勘一委員でございます。

有限会社半澤牧場 代表取締役社長 半澤善幸委員でございます。

株式会社こうだいらプランテ代表取締役の公平伸行委員と、みやぎ登米農業協同組合常務理事の佐々木衛委員におかれましては、本日所用により御欠席の御連絡を頂いております。

続いて、皆様と同席しております県職員を紹介いたします。

農政部長の石川でございます。

農政部理事兼副部長の安住でございます。

農政部技監兼副部長の高澤でございます。

農政部副部長の千葉でございます。

農政部副部長の常陸でございます。

このほか、農政部内の各課室長らが出席しております。

(会議成立宣言)

○ 司会

続きまして、定足数を御報告いたします。農業部会の定足数は委員の2分の1以上となります。本日は委員11人に対し9人の御出席を頂いておりますので、成立しておりますことを御報告いたします。

3 議事

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しについて

○ 司会

それでは議事に入らせていただきます。会議は産業振興審議会条例に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっております。そのため、ここからは、部会長に議事進行をお願いいたします。角田部会長、よろしく願いいたします。

○ 角田農業部会長

はい。角田でございます。

最初に挨拶ということですが、火曜日に青森県に行ってまいりまして、農政局さんの仕事で、国営事業の評価で十三湖に行ってきました。昔の写真をを見せていただいたら、女性が胸の辺りまで泥に入って田植えをしているという、すごく衝撃的な写真を見せていただいて、それが今、土地改良によって本当に条件の良い農地が広がっているわけなんですけど、農業というのは昔から色々な方々が努力をされて今に至っているのだと、講義でも私は学生にそういう話をしています。

今、米の問題で、大騒ぎされていますけども、緊急事態ということで色々な対応、レアな対応が出てきています。

これまでの歴史と、これから宮城の農業をどうしていくかという長期的なビジョンを持って、こういった基本計画を考えていかなければならないと思っているところです。

というわけで、座って失礼いたします。

議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議で公開すると決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。

○ 角田農業部会長

それでは早速議事に入りたいと思います。「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しについて、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○ 農業政策室 内海室長

農業政策室の内海と申します。よろしく願いいたします。それでは、私の方からお手元の資料1から5までを通しで説明させていただきます。時間は25分程度頂きます。座って説明させていただきます。

それでは、議事「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しについて御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

こちらは、基本計画の中間見直しに係る審議スケジュールの案となっております。基本計画の中間見直しは、今年度中に完了する予定としており、本日は、これまでの取組の検証や見直しの視点、骨子案について御意見を頂きたいと思っております。

農業部会では7月には中間案を、11月には最終案について御検討いただく予定となっております。

続いて、資料2を御覧ください。

こちらでは、基本計画の概要と中間見直しについて御説明いたします。

1の「(1)基本計画の概要」になりますが、本基本計画は、みやぎ食と農の県民条例に掲げる3つの基本理念を実現するため、食と農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画として策定しております。

「(2)基本計画で目指す将来の姿」ですが、まず、キャッチフレーズとして、「共創力強化 ～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～」を掲げております。

目指す将来の姿として、3つの将来像を掲げております。

1つ目、左側の「食の将来像」は、豊かな恵みと東北の大消費地仙台を抱える強みを生かし、「食材王国みやぎ」を全国に浸透させ、時代のニーズに対応した「豊かなみやぎの食」をつくることとしています。

2つ目「農業の将来像」は、全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候や立地条件を生かし、地域経済を支える産業として発展させることとしています。

3つ目「農村の将来像」は、都市と農村の距離が近く、美しい風土や地域資源が豊富にある強みを生かし、関係人口や移住希望者に選ばれる持続可能な農村をつくることとしております。

「(3)将来像の実現に向けた施策の推進方向」を御覧ください。

各種施策の推進に当たっては、3つの基本項目のもと、13の施策を展開しております。

まず、Ⅰの「豊かな食」においては、施策1から3に取り組んでおります。

Ⅱの「儲ける農業」では、施策4から9に取り組んでおります。

Ⅲの「活力ある農村」では施策10から13に取り組んでおります。

各施策の具体的な取組は、この後、資料3で御説明させていただきます。

一番下の「2 計画の見直しについて」を御覧ください。

基本計画は、令和7年度に必要な応じて計画の内容を見直すこととしております。見直しに当たっては、社会情勢の変化や計画の進捗状況のほか、制定から20年以上を経て、今年3月に改正された「みやぎ食と農の県民条例」の改正内容も踏まえて行うものとしします。

次に、資料3を御覧ください。

これまでの事業実施状況及び令和7年度の主な取組について御説明いたします。

第3期計画では、農業・農村振興に関する主要な目標として「農業産出額」、「認定農業者数」、「農地面積」の3つの項目を掲げております。

左側「農業産出額」ですが、令和12年の目標を2,288億円としております。実績値としましては、グラフにありますように、令和2年から4年にかけて、新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、産出額が落ち込みましたが、令和5年は主食用米や鶏卵の価格上昇などにより、増加しております。

真ん中の「認定農業者数」を御覧ください。令和12年の目標を6,300経営体としております。実績値としましては、令和2年から年々減少しております。これは高齢化などにより、農業経営改善計画の更新を行わないなど、個別経営体の認定数が減少していることが要因と考えられます。一方で、棒グラフの下に黄緑色の部分がありますように、法人経営体の認定数は現状を維持しているといった状況です。

右側の「農地面積」についてですが、令和12年の目標を122,175haとしております。実績値としましては、農地転用のほか、高齢化や労働力不足などにより荒廃農地が発生し、農地面積は年々減少傾向にあります。

2ページ目を御覧ください、第3期計画では、3つの目標に加えて、計画の達成状況を評価するため、43の指標を設定しております。

「1 全体の達成状況」を円グラフにまとめております。43の指標のうち38が「A」又は「B」となっており、概ね目標どおりに進んでいるというふうに考えております。

なお、「A」は達成率100%以上、「B」は80から100%未満、「C」は80%未満と評価しております。

右側のグラフは、3つの基本項目ごとの指標の達成状況を棒グラフで示したものです。各項目の「A」と「B」を足した割合は80パーセント以上となっております。

3ページを御覧ください。ここからは主な施策の取組状況について御説明させていただきます。

本日は、時間も限られておりますので、施策を絞って説明させていただきます。資料は、左から、これまでの実施状況、主な推進指標の達成状況、令和7年度の主な取組を記載しております。

はじめに3ページ、基本項目Ⅰ「豊かな食」については施策1から施策3の3つの施策に取り組んでおります。

そのうち、施策2「県産食品の販売力強化」を御覧ください。

これまでの主な事業の実施状況として、県産品販売事業者を紹介するアンテナサイト「宮城旬鮮探訪」や「宮城県WEB物産展」を通じて得られたデータを活用したセミナーの開催により、食産業事業者にEC販売のノウハウの蓄積を図る取組などを行ってきております。

これらにより、「食品製造品出荷額」の達成率は105%となりました。

令和7年度は、首都圏等における主要都市での物産販売コーナーの設置や、ECへの誘導など商品に応じた県内外への多様な手法による販路開拓支援を実施してまいります。

続いて5ページを御覧ください。

5ページからは基本項目Ⅱ「儲ける農業」について説明させていただきます。施策4から施策9の6つの施策に取り組んでおります。

施策4「多様な人材の確保・育成」については、加工施設整備などへの補助や、経営能力の向上などの支援により、アグリビジネス経営体の確保及び育成を図りました。

また、就農の相談から定着までワンストップで支援する農活コンシェルジュを配置するなど、新規就農者の確保・定着を図ったほか、女子大学生等を対象とした農業体験ツアーや農業女子セミナーの開催により、女性の新規就農者の増加や定着を図ってきたところです。

これらにより、「アグリビジネス経営体数」は101%、「新規就農者数」の達成率は82%となっております。

令和7年度は、引き続き、農業経営者への個別訪問の実施や施設整備等により、アグリビジネス経営体の確保・育成を図るとともに、就農相談等を行う農活コンシェルジュの取組や農業法人などにおける労働力確保の支援等、多様な人材の確保に向けた取組をより一層強化してまいります。

6ページ上段を御覧ください。

施策5「農業生産の効率化と高度化」になります。高精度に位置測定できるRTKシステムの基地局を整備するとともに、みやぎRTK利用拡大コンソーシアムの活動により、システムの利用拡大を図ってきております。

これらにより、「アグリテック導入者数」の達成率は107%となりました。

令和7年度は、スマート農業技術の実証事業により、スマート農業技術などの普及拡大と支援体制を強化し、生産性の向上に取り組んでまいります。

続いて7ページを御覧ください。

施策7「先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立」については、農業法人への施設・機械などの整備や生産者への栽培技術向上支援により、生産性の向上を図ったほか、いちご100億円産地の育成に向けて「いちご振興協議会」での検討により、新規参入者の確保や輸出等などの推進体制の強化を図りました。

さらに、生産者や流通業者、実需者が連携して、園芸作物を供給する取組への支援により、さつまいも等の新たなサプライチェーンの構築を支援しました。

これらの取組により、「先進的園芸経営体数」は81%となりました。一方、「加工・業務用野菜の取組面積」は42%の達成率となっております。

令和7年度は、大規模施設園芸の優良事例を横展開し、DX技術による生産性向上を図るほか、引き続きいちごへの新規参入や輸出拡大に向けた推進体制を強化してまいります。

また、規格外品の活用や貯蔵ロスの低減に向け、生産された農産物を「まるごと」販売するため、生産者から実需者まで連携した取組に必要な機械などの整備を支援し、収益性の向上を図ってまいります。

続いて、9ページを御覧ください。

基本項目Ⅲ「活力ある農村」についてになります。施策10から施策13の4つの施策に取り組んでおります。

施策10「関係人口と共に創る活力ある農村」については、地域に対するワークショップや研修会の開催、体験プログラム作成支援により、新たな地域滞在型交流を促進したほか、モデル地区を設置し、地域の実情にあったDX戦略計画の作成を支援しました。

これらにより、「関係人口」の達成率は158%となっております

今年度は、農山漁村と都市の交流を一層拡大し、より深い地域との関わりに繋がる「新たな地域滞在型交流」を促進してまいります。

10ページを御覧ください。

施策12「環境と調和した持続可能な農業・農村づくり」については、環境にやさしい栽培技術と省力化技術の検証を行い、グリーンな栽培体系への転換を進めたほか、もみ殻を原料としたバイオ炭製造のポテンシャル調査やバイオ炭の農地への投入による作物の生育や土壌物理性への影響などについて検証を行いました。

また、野生鳥獣の捕獲活動や侵入防止柵の設置などにより、野生鳥獣による農作物被害防止対策が図られました。

これらにより、「共同活動に参加した人数」は102%、「野生鳥獣による農作物被害額」は295%の達成率となっております。

令和7年度は、引き続きこれらの取組を行うほか、みどりトータルサポートチームを新たに設立し、環境負荷低減に取り組む農業者を支援してまいります。

11ページを御覧ください。

施策13「農業・農村の強靱化による地域防災力の強化」についてになります。令和元年東日本台風災害からの復旧事業を実施したほか、防災工事が必要と判断された農業用ため池11か所の防災事業を実施するとともに、農業用ため池へ安全施設を設置し、転落等による水難事故を防止しました。

また、田んぼダムに関する出前授業など、県内市町村や土地改良区等への普及・啓発活動などにより、洪水被害を緩和する田んぼダムの取組拡大を図ってきております。

これらにより、「地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数」は122%、「田んぼダムを導入した面積」は161%の達成率となっております。

令和7年度も引き続き、必要な防災工事の実施や監視カメラと水位計の設置による監視体制の強化のほか、田んぼダムの効果の見える化を進め、取組面積の更なる拡大を進めてまいります。

12ページ以降ですが、43項目ある推進指標の直近の実績についてまとめたものとなります。こちらは参考として御覧いただければと思います。

続いて資料4を説明させていただきます。

中間見直しに当たっては、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて行うこととしております。

資料4では、社会情勢等を踏まえ、事務局として整理した「主な見直しの視点」について御説明いたします。

一番上の緑の部分「食・農業・農村を取り巻く情勢」ですが、世界の動向として、地球規模で温暖化が進行し、食料の安定生産の脅威となってきているところです。

続いて、国内の動向ですが、国内においても温暖化の影響や自然災害のリスクが高まってきている状況です。

また、国内市場の縮小や食の外部化など変化する消費形態への対応、飼料など資材価格の高騰、農業従事者の減少・高齢化、野生鳥獣被害の深刻化、農村の地域社会の維持などが課題となってきています。

次に真ん中の「国の動き」です。

昨年、農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」が改正されました。主な改正のポイントは、「食料安全保障」や「環境と調和のとれた食料システム」を基本理念に位置付けたこと。そして、人口減少下における農業生産の方向性と農村の地域コミュニティの維持を明確化したこととなります。

最後に、「みやぎ食と農の県民条例の改正」についてです。

主な改正のポイントは、2つ目と3つ目の丸にありますとおり、食に関する基本理念や主要目標を明記したことです。また、4つ目の丸にあります。基本的施策の中に、地域防災機能強化や野生鳥獣被害防止を追加し、環境との調和に配慮した農業の推進については、これまでの取組を強化する内容で明記されております。

これらを踏まえまして、資料右側の「主な見直しの視点」を6つに整理しております。

まず、左上の丸で「市場ニーズへの変化への対応」は、国内人口の減少による市場の縮小や消費形態の変化など市場ニーズへの変化への対応が必要だと考えております。

先週開催しました産業振興審議会全体会では、国内だけではなくインバウンドや世界に向けてという視点や、流通の視点を踏まえるような御意見を頂いているところ です。

その隣、「人材の確保・育成と経営基盤強化」については、農業従事者の減少や高齢化への対応、また農業者の持続的な経営の実現に向けて、人材の確保・育成と経営基盤の強化が必要だと考えております。

全体会においては、農業高校で育成した人材の活躍や新規就農者が参入しやすい農業の推進といった御意見を頂いております。

下の段に移りまして、「先進技術の導入による生産性向上」については、農業従事者が減少する中でも安定的な食料生産体制の確保に向け、スマート農業など先進技術の導入による生産性向上が必要だと考えております。

全体会の意見を申し上げますと、利益率の高い農業など持続的な経営の実現についての御意見を頂いたところです。

その右隣、「環境への配慮と持続可能な生産」については、地球温暖化の進行に対応するため、農業生産現場においても環境との調和に配慮しつつ、農業経営も成り立つ持続可能な生産が必要だと考えております。

全体会での意見ですが、生物多様性の推進についての御意見を頂いております。

一番下に移りまして「農村の維持・活性化」については、今後更に人口が減少する中で、農地や水路など農村の環境保全や野生鳥獣被害の深刻化などに対応するためには、農村の地域コミュニティの維持・活性化が必要だと考えております。

全体会の意見では、農村に人が来てもらえるような施策の必要性や鳥獣被害対策の強化について御意見を頂いております。

最後に、「農村の防災力強化」ですが、自然災害の激甚化や頻発化により、これまで以上に農村が果たす防災の役割が重要となるため、その防災力強化が必要と考えております。

このように、6つの視点を踏まえて、基本計画の見直しを検討してまいりたいと思っております。

続いて資料5、「中間見直しの骨子案について」になります。

中間見直しに当たっては、主に、主要目標、施策体系、推進指標について見直しの検討を行いたいと考えております。

まず、現行の基本計画の構成ですが、資料左側が現行の基本計画の構成となっております。序章があつて、第1章から第4章までであるという構成になっております。

そのうち、第3章第1節に「施策体系」とありますが、その内容が、資料真ん中に記載させていただいております。何度か御説明させていただきましたが施策は全部で13のメニューとなっております。また、その隣は、ただいま御説明させていただきました見直しの視点6つとなり、これらを踏まえて、一番右側、「主な検討事項」として本日御意見を頂きたい項目を記載しております。

青枠の中、「(1) 主要目標」ですが、現行が、農業産出額、認定農業者数、農地面積の3つとなっておりますが、主要目標の検討事項は、これまでの実績や現状を踏まえて、この目標値を見直すべきか、見直すとしたらどのような視点で見直すか、など、委員の皆様から御意見いただけたらと思います。

また、条例の改正により、食に関する目標を新設する必要がありますので、どのような目標が良いかについても御意見いただきたいと思います。

次に「(2) 施策体系」です。現行の13の施策について、「主な見直しの視点」を踏まえて、新たな施策の設定など、どのように見直しを行うべきかについて、御意見いただければと思います。

なお、資料にありますように、事務局案として、案1「環境に配慮した生産の取組支援と理解促進」、案2として「野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大」を提案させていただいております。

これら2つは、現行の施策の中で、既に取り組んできていることではありますが、最近の農業・農村を取り巻く情勢や国の動き、条例の改正を踏まえ、新たに施策として位置付けてはどうかと考えております。

最後に「(3) 推進指標」になります。

推進指標は、施策ごとに設定して、その達成状況を測っているわけですが、施策体系の見直しを反映させるとともに、資料3で御説明しました実績や現状を踏まえて現行の指標を見直したいと考えております。

以上で資料の説明を終わりますが、委員の皆様には、資料4の「主な見直しの視点」と資料5「骨子案」の「主な検討事項」を中心に御意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

○ 角田部会長

はい。ありがとうございます。先ほど事務局から説明があった事柄について、皆様方から御意見や御質問をお伺いしたいと思います。特に見直しの視点や骨子案について、御意見等あればよろしく願います。この意見交換は1時間10分くらい時間がありますので、忌憚のなき御意見と申しますか、思いついたこと、どんなことでも結構ですので、お話いただければと思います。

皆様から自発的に発言いただいてもいいのですが、順番で行きますか。最初に当たった方は、考える時間が少なくなるかもしれませんが、また時間があれば、その後2巡目ということで御発言いただいても結構かと思えます。では、高橋委員から、皆さん御発言いただくので、口火を切っていただければと思います。

○ 高橋委員

高橋です。お世話様でございます。6月の前の審議会でも少しお話ししましたが、農家は高齢化してきており、私たちの直売所ももう27年になるんですけれども、自分たちで経営している直売所なので、当番とか会計とかほぼ自分たちで全全部やっているのですが、大変になってきて、そろそろ店を畳まなくちゃいけない時期になってきています。当番が一番大変になってきていて、会員が増えなくて、20名でやり繰りしているので、そういったことで若い人に声をかけてもなかなか入ってきてくれない。若い人って、生産・出荷スタイルが変わってきてますよね。

なので、私たちのようなところに入ってきてくれる人たちがいなくて、今度6月30日に県庁の方で販売させていただくんですけど、それが最後でお店の方を閉めようか。個人又は友の会のような形で出張販売はしますけれど、直売所としてはこれまですごく目向けていただいて、活動してまいったんですけども、7月いっぱいでお店は閉める形となったんです。とても残念だなと思っているんですけども、会員皆の意見ということで閉店することにいたしました。道の駅とかありますので、そちらの方に出荷させていただくような形かなと思っています。これ以上大変なことにならないうちに、皆で前向きに自分のいいところに出しましょうということで、そういった決定をさせていただいたところです。

やっとならぬ米価が元を取れるようになってきたので、今までが大変な数字だったんですけども。ただ、今の消費者の方々が高くなって大変だなという思いもあり、生産者と消費者の人たちが納得いくような、米価にさせていただけるとすごくいいなと思っています。まだ、まとまらないのでとりあえずこんなところでよろしくお願ひします。

○ 角田農業部会長

はい。どうもありがとうございます。
県の方から何かありますか。

○ 石川農政部長

はい。御意見いただきましてありがとうございます。直売所というところで、

道の駅も県内には19か所ほどあると記憶しておりましたが、そういったところで逆に集客をより効果的に出していくということであれば、非常に残念だというところがありますが、おっしゃっていたように消費者の生活スタイルや消費行動も変わってきているという情勢を踏まえての御判断かと思いました。県といたしましても、地域の農産物というのは非常に重要であると感じておりますので、そういった状況にある中でお手伝いできることがあれば、地域計画とは別の話かもしれませんが、引き続き支援させていただくことになります。

米の話ですが、日々色々なことが動いてまして、我々も色々なところで話を受けながら、なかなか正解がないというところではありますけれども、いずれにしても生産者の方に寄り添った形と消費者の方が納得する形で、しっかり再生産可能で営農意欲を向上してくような形で、国の方でも施策を打っていくと思っておりますけれども、県としても捉えながら、農業行政として進めて行きたいと思っています。ありがとうございます。

○ 角田農業部会長

はい。どうもありがとうございました。

次ですけれども、佐藤委員の方からお願いいたします。

○ 佐藤（拓）委員

はい。佐藤です。よろしくをお願いいたします。

パッと見て思ったのは、認定農業者数の数字が、やはり個別経営体が少なくなっていくというのは間違いないんじゃないかと思ったので、その点、法人経営体を増やすという目標も基に、なんとなく目標数値が違うような気はするかなと思っております。私自身、法人経営体で認定を持っていますが、個人で持つ必要性がないので、個人では何も持っていないというふうになっちゃうので。逆な意味で行くと、法人経営体にした人たちが、個別の部分では更新しなくて良いよねというふうになっていくと思うので、その分、そういったところの数字が変わっていくのかなと思ったところなんです。

後、多様な人材を確保しながら、色々事業とかもあると思うんですけど、「多様な人材」が意外とどんな定義なのかなっていうところは、実際自分自身も分かっていなくて、だから多様なんだと思っているんですけど、それがいろんなところで活用されてきたときに絞られすぎないような感じになって欲しいなと思っています。以上です。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

何かコメントとかありますか。

○ 石川農政部長

今、認定農業者の話がありましたが、親会の方でも農業産出額と認定農業者を単

純に計算すると1経営体当たりいくらかの収入になるのかというような御議論もあったかと思いますが、その辺も重要な指標となってくると思いますので、しっかりと考えていくということ。

後、「多様な人材」ということで、よく役所で使っている多様な人材というと、子供からお年寄りまでということになりますけれども、農業に関する多様な人材とありますので、男女問わずということになってくると思います。

○ 農業振興課 荒井課長

農業振興課の荒井と申します。多様な人材ということ、まず、「担い手」と言われる方は、認定農業者、認定農業者のレベルに近い方、集落営農組織の方、それから新規就農者の方です。多様な人材になりますと、農村地域のみならずではありますが、農業を支えていただいている方全員が多様な人材になるんだろうとは思いますが、障害のある方も多様な人材として活躍いただいておりますし、また近年では外国人の方が日本、宮城に来て、農業に携わる方は少ないですが、産業を支えていただいているということで、そういった方々にも御活躍いただいて、宮城の農業を振興していきたいと考えています。以上になります。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、続きまして齋藤委員お願いいたします。

○ 齋藤（由）委員

はい。非常に達成率の高さですね。宮城県の農業、農政の力がある証拠だなと思いつながり見ておりました。主要目標のところ、農業産出額と認定農業者数と農地面積ですね。この数値の推移を見ていきますと、農地面積は減ってしまうところ、農業産出額は増やすということ。もう少し中身を紐解いて御説明いただけたら思っております。

それとスマート農業は、非常に強い農業というのを推進して行く上では大変重要な施策なんですけれども、それと同時に中小農業者、農家さんの作物というのやはりニーズがありますので、こういった方々が幸せに農家を続けていけるという部分が、昨今、皆さん非常に厳しい状況に置かれているので、そういうところをもう少し施策が欲しいなというところ。今、非常にマーケットニーズもコロナを機に、「食べチョク」サイトとか、そういったところが非常に伸びているというところで、スーパーで買うよりも自分の好きな農家さんから直接買うとか、キュウリだったらこの方が美味しいからというような消費行動も大分変わってきていますので、農協も必要かと思うんですが、農協を通さずに直接売買するという流通が大分拡大してきている状態ですので、中小規模の農家さんはそういったところに入って行く傾向が強いかないかというふうに感じておりました。

特に主要目標のところコメントを頂きたいと思っております。

○ **農業政策室 内海室長**

御質問ありがとうございます。令和12年の目標値ですが、資料を御覧になってお分かりのとおり、米と園芸と畜産とで色を分けて表示してありますが、その中でも園芸分野を300億円台から、令和12年には620億円というかなり意欲的な目標を立てさせていただきました。農地が減るのというお話しでしたが、より土地生産性の高い野菜、特に加工・業務用野菜も含まれていますが、施設園芸というものを推進することで、農地が減っていても産出額を上げていくといったような計画を立てさせていただいたところでございます。

○ **角田農業部会長**

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

続いて齋藤委員よろしくお願ひいたします。

○ **齋藤（裕）委員**

はい。齋藤です。よろしくお願ひいたします。何点かあったのですが、皆さんの御意見を聞いていて、どれにしようか迷っているところです。

一番初めに伺いたかったのが、9ページの「地域に対するワークショップや研修会」というのがあったと思いますが、具体的にどのような研修会とかワークショップとかがあって、どのくらい方が参加しているのかなど、情報がありましたら教えてください。どういうふうに効果が出ているか、その辺りとか教えていただきたいなと思いました。

資料を見させていただいて、食の安全に関しては特にどこにもなかったのかな、私が読み取れていないのかもしれないんですけども、その辺り、結局たくさん生産し、たくさん売って「儲ける農業」をするに当たって、安全面とかその辺りも考える必要性があるのかなと思って読ませていただきました。気候変動とか農家の後継ぎさんとか、色々関係はあると思うのですけれども、色々な農業の取り組み方も時代とともに変わってきていると思うのですけれども、1番最初に「安全で安心な食料の安定供給」とあるのですけれども、その辺り何か具体的な取組がありましたら教えていただきたいです。以上です。

○ **角田農業部会長**

はい。ありがとうございます。

では、お願ひします。

○ **農山漁村なりわい課 吉村課長**

では、初めに9ページのワークショップ等の関係について、農山漁村なりわい課の吉村と申します。私から回答させていただきたいと思います。こちらの活動ですね、例えばですけれども、今進めている中で、色々地域、集落等に大学生が入って、一緒に地域の現状を地域の皆さんと考えたり、色々地域のことをヒアリングしたり

しながら、一緒にイベントを企画して、実施してみたりすることで、都市部の方と地域の方とが関わりを持っていくというような形のワークショップなんかを進めておりました、人数についてはワークショップをするときに、10人くらいの時もありますし、後、イベント等を開催した時には数十人の規模でやる場合も出てきております。研修会等につきましては、各地でやった事例等も出てきますので、そういったところを研修会等で横展開させていったり、より進んでいる事例をほかの地区でも色々共有しながら、取組を各地に広げていきたいなというところで取組を進めているところでした。以上です。

○ みやぎ米推進課 関口課長

みやぎ米推進課の関口と申します。食の安全・安心の関係につきましては、資料4ページの方を御覧いただきたいと思っております。こちらの方に施策3といたしまして「県民への安全・安心な食料の安定供給」という施策がございます。こちらでは、生産者が生産物を生産する際に、しっかり安全・安心な農産物を作るための管理基準というものを設けておりました、それをしっかりやっていくというような、皆さん御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、いわゆるGAPの取組というものがございます。こういったものを県としても進めることで、安全・安心な農産物を消費者の方に届けることを推進しているところでございます。残念ながら、こちらの指標につきましては、目標値につきまして若干達成率が低いというような項目になってはございますが、様々な現場の方からもこういったGAPを取得した農産物を納めて欲しいというような要望とかもございまして、そういったものにしっかりと応えられるように県の方でもいろんな施策を進めているところでございます。以上でございます。

○ 高橋委員

すいません。今の件についてなんですけれども、GAPマークの付いた商品って販売されているんでしょうか。

○ みやぎ米推進課 関口課長

なかなか見る機会は少ないんですけれども、流通の箱にはついていますが、商品自体にはマークはないです。先日もお話ししたかもしれませんが、県では、特別栽培で作った農産物を認証して販売するというような制度もやっております、そちらの方は農薬とか化学肥料を削減して栽培したものを県で認証してシールをつけた状態で販売するといったような制度も長年取り組んでおります。なかなか認知数も高くないところで、なかなか量も多くないので、お目にかかる機会が少ない商品ではあるんですけれども、そういったところも進めているところです。以上です。

○ 高橋委員

大崎市でも農業遺産にちなんで、シールを付けて販売させていただいたり、自然

環境に優しい商品ということで販売しているんですけども、あまりGAPというものは馴染みがないんですよ。私たち一般の生産者に。海外向けとかよく聞きますけれども。その辺の周知が必要なのかなと思います。

○ みやぎ米推進課 関口課長

御指摘ありがとうございます。我々も取組を広げようと長年やっているんですけども、なかなか現場の皆様まで周知が届いていないというところもありますので、普及センターも通じながら、そういった広報も含めて進めて行きたいと思います。ありがとうございます。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

高橋さんは、直売所を閉めるというお話でしたよね。直売所のことについて、基本計画の中でどこに位置付けているんですか。すごく重要なことだと思ったので。

○ 高橋委員

平成11年辺りから、農と食の活性化ということで、直売所がすごくできたんですよ。大崎地域では、直売所のおにぎりじめし会とか、小野田のさんちゃん会とか、道の駅とか、さくらっこ、とかあるんですけども、高齢になって会議にでてくるのも大変になって、来年くらいで閉めようかなという、そういう会議、直売所ではなく会議ですが、私たちも高齢になってきたので、県の支援と市からも支援いただいてやっとの思いで直売所を建てていただいたんですけども、なかなか続けていくことが大変になってきて、今年7月いっぱい皆さんギブアップというような感じになって、でも、産直は大切なところだと思うんですよ。規格外の商品も販売できますし、お母さんたちが、女性の社会参画と通帳を持ちましょうということではじまった。自分たちのワゴン車、乗用車が、生産して持てるようになりましたので、本当に大事なことだったと思うんですけども、県でも大分支援していただいて、大変申し訳ないんですけども、その辺はどういった形になるんですかね。

○ 農山漁村なりわい課 吉村課長

農山漁村なりわい課の吉村と申します。今の直売所の関係、回答させていただきます。施策としては、施策1のところ「県民による豊かなみやぎの食と農の理解と地産地消の促進」というところがございまして、指標の一つとして直売所の販売額を上げていこうと目標を設けておりまして、直売所の現状としましては、高橋委員からあったような、全体的な規模の大きいところ、小さいところによって状況が変わっておりまして、大きなところは、価格が上がっていることによって販売額も増えていると。ただ、一方で少し規模の小さなところはなかなか継続が難しくというような状況になっているのが現状となっております。当課としても、直売所で新たな挑戦をする仕組みへの施策みたいなものも準備はしているところなんですけれども、そういったところも含めながら、直売所に関わっていただいている皆

様の取組を支援していければというふうに考えているところです。以上になります。

○ **角田農業部会長**

先ほどお話しにもありましたけれど、直売所というのは農村女性の一つの地位向上という役割もございますし、まさに地産地消の拠点、非常に重要なところだと思います。そこで野菜買うのを楽しみしている消費者の方もいるわけなので、そこをなんでもかんでも支援ということでもないかもわからないですけども、県としてもできる限りのことをしていただかないといけないのかなと。非常に重要なことだと思うので、農業の担い手が減っているとか、それは表面化している問題なんですけれども、直売所もほかのところも高齢化が進んでいて、これから継続することができないというようなところが増えていくとなると、それは宮城県としても大きな損失になるのかなというところで、何か支援なり対策を御検討いただければというふうに思いました。

○ **高澤技監**

資料3の12ページの基本項目Iの中の1の④のところに、直売所の販売額というところで整理しているところと、もう一つ、15ページの加工とかそういう面も含めてということで11の⑳なんかも、いわゆる生産だけじゃなくて、その周りにある関連産業も併せて振興していきましようということで、数字だけになってしまっているものですから、本文の方に今後出していく部分については、直売所の部分なども文字をしっかりと出していく必要があるのかなと思ってお聞きしておりました。

○ **角田農業部会長**

ありがとうございます。

直売所の移動販売みたいな取組ってされてませんでしたっけ。

○ **農山漁村なりわい課 吉村課長**

農山漁村なりわい課の吉村から回答させていただきます。今、お話しがあった直売所について、店舗として構えた形もありますし、皆さんそこにある商品を持ってトラックで運んで行って色々な場所で売っていただく場合もあると思いますし、高橋委員からあったとおり、出張販売があればそういった場所に出て行ってということもあって、様々な販売手法を取ってやっている事例があるのかなと。後は、いくつかの直売所が連携すると商品数が少ないところに近隣のところから持っていきながら販売できないだろうかとか、チャレンジとしてはやっているところではありました。以上でございます。

○ **角田農業部会長**

ありがとうございます。高橋委員何かありますか。

○ 高橋委員

直売所のことばかりであれなんですけれども、出張販売で売り上げを作ってきたのが私たちの直売所なんです。火曜日、木曜日、金曜日としょっちゅう販売に行っていて、今、大崎市で刀剣祭やっているんですけれども、1週間ずっと出張で販売に行ったりしていて、本家本元の店になかなかお客さんがいらっしやらないというか、でも地元のお客さんにはやめないでくれって結構言われているんですけれども、なかなか20人しかいない会員で月に2回当番して、出張販売に週3回、4回行くと自分たちの生産活動が追い付かないような状況になってきているので致し方ない判断なのかなということで、地元の普及センターの先生方にも大分御相談したんですけれどもタイミングがなかなか高齢化によって自分だけでなく、共にやっている方が体調崩されたりして、私は若い方なので、80いくつの人たちがいますので、はじめてから27年、30年近くになりますので、本当は30年までやりたいねって言うたんですけれども、ちょっと状況が大変になってきて定休日ばかりつくってもしょうがないよねという形で致し方ない。結構、出張販売に行っていて頑張っていたんです。県庁ホールの販売はすごくありがたいところだし、今日も楽しみにきたんですけれども、いらっしやらなかった。遅かったんですかね。すごく楽しい販売先だし、県民の皆さんに利用していただいて、私ばかりしゃべって申し訳ありません。

○ 角田農業部会長

ありがとうございます。

後は「多様な人材」ですか。これは、やっぱり考えていく必要があると思いますけれども、例えば、外国人労働力は避けて通れない話かと思うんですけれども、県としてビジョンとか見通してみたいなものってありますか。

○ 石川農政部長

部会長からお話しのあった外国人材の関係では、県に限って言うと、一昨年度、インドネシアとの連携協定みたいなものを結んだことを踏まえまして、インドネシアをメインに、そういった人材を今後県内の様々な業種業態で活用できないかというような動きがあるのは事実でございまして、今度インドネシアのジョブフェアというもの、昨年は県からインドネシアに出向いて、説明してきましたけれども、今度は宮城県でインドネシアの方に来ていただいて、実際に企業とのマッチングをということで、これから進めて行くということで、農業分野のみならず、保健福祉の分野も含めてということになりますけれども、うちの方でもそういう法人の会議の場とかで農業振興課の人材の担当の方から御説明させていただいているということでございましたので、今後、やはり人口減少になっていく中で、我々も少なくなっていく中で、どうするかということで外国人材は避けて通れないということで、繰り返しになりますけれども、まずはインドネシアの方をターゲットとしてこれから少し県内でも採用なり、労働力として活用していこうという動きがあるということでございます。既に、水産業の分野とか農業の分野でもカンボジアとかベトナムとかいらっしやるところはあると思いますけれど

普段農業をされている農家さんたちは、自分たちの農業のお話をされますけれども、それを聞いて食べてる側の主婦の方が意見をしたり、高校生が率直な質問をしたり、面白いのは、そこの田んぼが空いちゃったよねとかいう話が出てきて、今年、非農家、いわゆるこのカテゴリに入らないような人たちで田植えしてみようかってなって、田んぼを復活させたりといった動きがあったりするんですね。なので、私はこの施策3番かなと思いつつ、例えば、Ⅱの「みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成」で、もうちょっと草の根活動的な教育というか、間口を軽くしたような取組をしていくことでⅢからⅡからⅠへ、みたいな感じでワープしていくんじゃないかなと思ったときに私は緊張してここに来たんですけども、ある種農業ではなさそうな人たちが、こういう議論に入って来れるようになると、より現状だったり、若い人問題がどうしてもあると思うんですけども、若い人の面白いと思うきっかけがそれこそ多様になっていると思うので、読書会から入ってくる人もいれば、うちの薪割大会に来てから、GYROsってどんな団体なのって説明をしているところで、いつの間にか農業の方に行っているなという人とか色々いるので何かもう一つ農業っぽくない活動とか、伝え方でこういった取組、達成率が高いのは素晴らしいと思ったので、宮城の農業はすごいんだぞというところが伝わればいいなと思いましたし、私も帰ってうちの町の農家さんたちにこんなお話だったよって、ポジティブな形で伝えていけたらなと思いました。

○ **角田農業部会長**

ありがとうございました。

○ **石川農政部長**

ありがとうございました。今、色々御意見を聞いて、御自身が多様な人材という分野をやっている、そのチャンネルがすごく色んなところにあるのかなと、拝聴していましたので、まさに専門委員というお立場で、お願いベースにはなりますけれども、発信していただいて、足りない分野があれば、我々の方にお寄せいただければ、施策なり、各事務所の普及センターなどもございますので、そういったところを活用しながら、宮城の農業を伝えて行って、ひいては魅力を伝えていただいて、人材の確保に繋がる、地域の農業の発展につながる形でビジョンが描ければいいのかなと、感想的になりますけれども、そう感じますので、是非、御支援の方、改めてお願いできればと思います。ありがとうございます。

○ **角田農業部会長**

ありがとうございました。

次、佐藤委員の方からお願いいたします。

○ **佐藤（香）委員**

マルヒ食品の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

今日、私がここに来ましたのは、多分食品産業との連携ということで、参加させ

ていただいていると思いますので、今回出た指針の中でも、何品か私どもも関わりました事業がございましたので、その辺、ギャップを感じる点と御協力いただきたい点が何点かございまして、お話しさせていただきたいと思います。先ほどから出ているとおり、産出額ですね。もともと10年で六百億だったと思うんですよ。今回、引き続きの中の620億円目指しますっていうことに対して、私たちとしても是非やっていただきたいと強く願っております。それに対して、農地面積が減っていくという中で、先ほど施設園芸で単価を上げましょうというお話しがあったと思うんですが、私ども学校給食の食材の製造と販売が宮城県内の4割ございます。そのほか、大手さんのOEMだったり、自社で作るものも幼児食から介護食まで幅広い年齢層の食品を作らせていただいているんですが、宮城県の食材を使いたいんですよ。ただ、集まらない、高い、品質が良くない。これが使う方としては正直なところでございます。施設園芸ということで、元々トマトとかイチゴとかパプリカとか、かなりのお金を投じられていると思うんですけれども、農家さんの中に行くと、ボイラーが壊れたけど、重油が高いから土耕に戻そうと思うとか、ハウスのレベルが実は取れていないということで事業が難しいとか、ハウス関係の仕事ってものすごく順調に行っている認識が私はあまりないです。トマトに関して、北海道も含めて動いている中で、規模で言ったときに、一時期はキュウリにしてもトマトにしても宮城県の優位性ってすごくあったと思うんですけれども、近年始まったサツマイモに関して宮城県で70トン作るうちに、北海道はその後で作って1千トンみたいな量で作っていく中で、どう戦うのかということ、きちんと考えないといけないのではないかなというふうに思います。資料の3ページの推進指標の中で農産物を購入するとき県産品を購入する人の割合、概ね達成ということなんですけど、本当にそんなに宮城県の人って宮城県の作物食べているのかなっていうのが正直な気持ちです。例えば、学校給食で言うと、白菜って宮城から始まっているんですけれども、入札を入れて実際に届けられるのが千葉の白菜だと。隣の畑に白菜を植えているのに何で給食センターに宮城県産の白菜が届かないのっていうのが地元の方々の思いですし、仙台長なす漬って言うけれども、使っている原料は中国だよ、ずんだって言うけど、枝豆も全部台湾だよっていうのが、正直それが宮城の現実だと思っています。私たちがサプライチェーンで大きくやっているのが、枝豆とサツマイモです。枝豆はもう5年目になっているんですけれども、まず宮城で物を作ると北海道と比べて、ものすごく高くなるんですよ。実際高いんです。むき枝豆を作ると、北海道から買っているむき枝豆と、自社で県内のJAさんを通じて買った枝豆で作るので1kg、500円の差が出ます。お客さんが、500円高くても北海道産じゃなく宮城県産を買ってくれるかが問題だと思うんですよ。そこに関しては、やはり予算があるところに関しては、食品業者もそうですし、県内の学校給食センターも無償化になっているところございますけれども、お金の問題もあり、予算も高くても県内産があったからと言って、市場価格が大きく差がついている場合には、作ってもなかなか販売するのが難しいっていうのが現実だと思います。その中で岩手なんかですと、水産物の鮭なんかに関しては、北海道だとレッドって言って真っ赤な鮭の切り身で出てくるのが、岩手だとブナって言って川に遡上する段階の鮭とかで、ちょ

っと色が悪くてランク下なものが揚がってくるんですけども、学校給食で使うものに関しては、岩手は県産品使用に関して給食センターの方に補助金を出しています。価格差を埋めて競争力ができるまで、みんなで下支えをしましょうというような政策を取られているんですね。作っても出口がきちんと確保できていないと、やはり売れない。枝豆に関して、宮城の場合は、ちょうど取れる時期が中間なので、市場で高く売って非常に難しいんですよ。なおかつ、市場でコールドチェーンもできていない状態なので、オーバーフローしたものを我々が加工して物が無い冬場に使ってもらおう。非常にいい形になるということで頑張っているんですけど、我々、キャッシュで買って、それを加工して1年半かけて売るので非常にお金がかかります。作った物の品質なり単価の部分が、加工した我々だけに負担が全部押し掛かってきているというのが現実なので、やはり出口戦略の中で儲ける農業っていうのは、高く売れば良いっていうのは、高く売れたら話だと思えますよ。高く買ってもらえる品質だったり、ブランド化する時間っていうのは、ほかの県だったりと同等の価格で、ブランドを育てていきながら単価を上げていくっていう、段階的なことをやっていかないといけないと思うので、毎年毎年、あれやってみよう、これやってみようの種類を増やすよりは、宮城って言ったらこれだよっていう軸になるものを時間をかけて成長させていく。そんな形ができればいいと思いますし、先ほども出ていた震災の後、大規模な田んぼになってきました。今までだったらなかったはずの畑が生まれているわけですね。宮城の場合は、田んぼに入れられない数値の大規模にできたその部分を何に使うのかっていうのを個人の判断ではなく、もうちょっと戦略的に動いていただいた方が、数値を実現する意味では、現実的ではないかなと思っています。以上です。

○ 角田農業部会長

ありがとうございました。

○ 園芸推進課 北奥課長

園芸推進課の北奥です。いつもお世話になっております。正直に言うと、今、お話のあったとおりで思っていて、我々もそういうこともあって、出口対策というのは本当に大切だということで、生産者が、ただ作れば良いという時代は終わり、まずは実需の皆さんとも相談しながら出口をしっかり見据え、県としても重点的な品目として、先ほどからお話のあった枝豆やサツマイモ、玉ねぎ、馬鈴薯というような品目を中心に、まずは進めていくことにしております。コロナの影響や資材価格高騰など色々あって、ここ数年、計画どおりには進んでなく、特に加工・業務用野菜の実績が伸びてはいない。620億という大変大きな目標を掲げており、少しずつは伸びてはいるものの、まずはきっちり出口対策等を行った中で重点的な取組を進めていきたいと思っていましたので、引き続き御協力を頂きたいと思っております。宮城県は園芸の後発県なので、どういう形だったら、北海道のような大きな産地と比べて買ってもらえるのか、量はあまりありませんが近くの利点などを活かしながら、施設園芸に限らず露地園芸もしっかり進めていきたいと思っていました。

学校給食は、どうしても量がないと納入するのが難しいという点もあり、そこが宮城県の弱いところになっていきますので、学校給食にも対応できるようにするためには、やはり地域でもう少し量を作っていくないと、なかなか取扱いは進まないと考えていましたので、同様に課題だと思っていました。引き続きよろしくお願ひします。

○ 佐藤（香）委員

学校給食の方もなかなか職員の方がやっているんじゃないかと、委託になっているので、どんどん冷凍野菜に代わってきているんですよ。ですから、白菜とか冷凍野菜として供給していくっていうスタイルを作っていく分については良いと思いますし、宮城の農家さんってまだまだ兼業農家の方が多いので、あまり葉物で毎日急ぐものじゃなくて、収穫時期が遅れても収穫に影響のないものという部分で行くと、露地園芸という部分のベースの方が、毎日使うものの方が強いと思っています。新しいものは魅力的ではあるんですけども、絶対数としては、やはり稼げるものではないので、そうするとさっきお話しに出ていたスマート農業だったりとか、大規模とか、そういったものになるとある程度の物量が必要になってくるので、単価に関しては後でどういうふうに行っていくかのビジョンを持ちながら、やはり日々使うものを皆さんで作っていただくと非常助かりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひします。

○ 食産業振興課 鈴木課長

食産業振興課の鈴木と申します。推進指標のうち「県内産を選ぶ人の割合」の数値なんですけれども、こちらの数値につきましては、環境生活部で行っている「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート」、約550人の回答結果となっております。モニターとしてある程度意識の高い人ということと、40歳以上が多いということで、その点も高く出ている影響になっているのかなと思っています。実際このアンケートの中で30代以下に限りますと、産地を選ばない方が3割以上いらっしゃるということで、環境生活部ではモニターアンケートのみならず、幅広くアンケートを取ることも現在検討しているということでしたので、その結果等も見据えながら進めていきたいと思っています。

あわせて、食産業振興課では地産地消の推進として、小中学校への「伝え人」の派遣だったり、高校生向けのお弁当コンテストの実施、地産地消推進店の登録などを行っているのですが、先週の審議会でもお話しありましたが、そもそも県内産のメリットをとるところが大事になってくると思いますので、そちらの点も意識しながら食産業振興課でも取組を行ってまいりたいと考えています。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして菅原委員お願ひいたします。

○ 菅原委員

はい。初めての参加でございますので、日頃の農政に対する不満も交えてお話しさせていただきます。石川部長さんのお話にもございましたとおり、その時々によって基本計画的なものは考える必要はあろうかと思えます。昨年、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されまして、特に食料安全保障というのが大きく明記されたわけでありまして。しかし、昨年の令和の米騒動以来、今まさに食の安全保障が脅かされている、あるいは国の安全保障自体が揺らぎかねない状況が起きていると思えます。どこの国で備蓄米の残っている数量を世界に公表する国ありますか。有事の際、あるいは災害の際に使う備蓄米を世界に発信しているんですよ。そんなお粗末な国は、私はないと思っています。そういった大幅に状況が変わった中で、これまでのような宮城県の食と農の県民条例基本計画の中間見直しということですが、今の日本のこの状況を反映させる必要があるのかなのかという、素朴な疑問を感じます。

後、人材育成でございますが、この件についても、こういう達成率などを見ると上手くやってもらっているなという思いがありますけれども、現場を預かっている人間からしますと、後4、5年しか持ちません。法人だったり集落営農だったりすれば残れますけれども、個人農業者は後4、5年がタイムリミットであります。そういった現状をきちっと踏まえながら、この計画もきちっと立てていくべきだろうと思えます。大幅に農政が変わろうとしていますので、絵に描いた餅になってしまったというのではなく、現状も踏まえた形でお願いしたいというふうに思います。

また、私はPTA活動も長くやってきましたので、今は米不足ですが、米余りの去年までは、「食材王国みやぎ」ですので、小麦アレルギーを持っている子供たちに米粉パンを宮城県が全国に先駆けて使ってもらって、同じパンを子供たちが喜んで食べられるような、そういうのを積極的にやっていって、米の消費を伸ばしていくという取組をお願いしたいなと思っておりましたが、米騒動ということでもあります。農林水産省の中にも米粉推進室もできておりますし、そういったのも使いながらやって欲しいなあと思えます。この米騒動がいつ収束するか分かりませんが、私も備蓄米等で対応してきておりますが、今年は備蓄米を買わないということで、加工用米、輸出用米に代えて、生産調整には協力しておりますけれども、その生産調整すら否定するような大臣の発言もありまして、農業現場は今大変混乱を来しているというような状況です。そういう時にこの見直しでございますので、基本が揺らいでいる中での見直しなので大変難しい、頭の痛いところではございますが、よろしくお願いたします。

私の関わっている部分でお話申し上げさせていただきます。「田んぼダム」につきましては、大崎、そして我が大崎土地改良区でモデル事業で取組をさせていただいて、今、大崎市も田んぼダムの面積が大幅に増えております。手軽な取組で防災・減災に役立つということで、今後ともこの田んぼダムについては、子供たちも改良区に校外学習で勉強に来たりしておりますので、そういった折にもPRしながら広げてまいりたいと思っております。

またもう一つ、改良区で管理している排水機場でございますが、水田用に使うの

は年間4か月でございませぬ。4月26日から揚水が開始になって、9月5日までということであります。それ以外の8か月は地域の防災・減災に大変貢献していると自負いたしておりますが、なかなか県民の皆様にもそういった部分が情報として流れていない部分が大変ありまして、その件は残念だと思っておりますが、そういった部分の農業施設の排水機場の評価というものも、きちんと県の方で評価していただければと思います。

あと、国も掲げておりますが、規模拡大、農地の集積、そしてコストダウン、スマート農業、県も同じようなことを言っておりますが、規模拡大はどこを目指すかが明確ではありません。アメリカ農業は、我々土地改良区の4,700haがありますが、その規模の農場もあるんですね。スマート農業なんてものではない農業をやっています。その農業と対抗するための策なのか、日本独自のものかというのは全然見えてきません。うちもスマート農業のほんの走りですが、田植え機械の直進アシストはやはり便利ですね。便利ですけど、農業所得はそれで上がらないんですね。スマート農業、自動のトラクターもできましたけれども、価格が1.5倍から2倍くらいするのです。ほ場まで人がトラクターを送っていなければならぬ、その作業が終われば人間がトラクターを迎えに行かなければならぬということで、本当にスマート農業というところと恰好はいいんですが、どういう形で上がるのかなというのが大きな疑問であります。そういった検証もしていただきながら、こういった中に盛り込んで欲しいなと思っております。

後、私は理事長になって16年になりますが、おかげさまで当改良区は、ほ場整備がほとんど終わりました、74%のほ場整備が終わって、後1箇所だけ希望あるんですが、そういった中で、ずっと自問自答しておりますが、確かに農作業は楽になって効率が良くなりました。収量も従来の小さい区画よりも上がりましたけれども、所得がその分上がったことになりましてけれども、ほ場整備して浮いた時間を有効に使うというところまでいっていません。

「いちご100億円産地」といった話もありますけれども、ほ場整備の採択をするに当たって、例えば園芸団地を必ず造って空いた時間をそっちの方で雇用するとか、そういうのを込みで創出するんだよというメニューが、私はずっと欲しいと思っていながらお願いもしてきたんですが、実現しないというのもありまして、その件もこのいった計画の中に入れていただければなおさらいいのかなと、ほ場整備して、革靴はいて乗用車で水かけに行くだけでは、本来の効果というのはないわけで、農業所得が上がってやってよかったなというような、そういうことをずっと自分で事業をやりながら自問自答しながら日々仕事をしています。その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

後、国の色んな農政に対する不満は、しゃべりだすと後30分くらいかかりますので、今日はこのくらいにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

○ 石川農政部長

ありがとうございました。色々な御意見をいただきありがとうございます。非常に多岐にわたる内容でございまして、最後の自問自答している部分なんかにつきましては、我々なかなかこれまで発想がなかったというか、そういったところを非常に今回のこのような場所で御発言いただいたところで、改めてなるほどそういうことも確かに考えられるのかということございまして。

いずれ、国の今の政策なり、集中的な構造転換を図るという、5年かけてやるという話もありますけれども、それはそれで国の流れはある程度、沿ってやらなければならないところもあります。我々今回、この基本計画の見直しの中で、今おっしゃっていただいた見直しの視点は大体網羅されております。後は、その田んぼダムの役割とか、そういったところでもですね、学校の生徒に説明するとか出前講座でやっていただくとか、あるいは私が前にいた合同庁舎の出入口のところに田んぼダムの構造を知っていただいて、これらの普段と大雨の時にどんな役割を果たすか、といったところの情報発信の重要性が増してきているということでございますので、今日、ほかの委員からも様々な情報発信に関するお話がありましたので今言った意見のところ、全部網羅できるかどうかは分かりませんが、今のトレンドプラス、将来を見越した形での見直しの視点、ポイントなりもよく検討して、可能な範囲で盛り込んでいければということで考えておりましたので、なかなか答えになっていないかもしれませんが、お願いできればと。

○ 常陸農政副部長

いつも大変お世話になっております。菅原理事長とはいつもお話しさせていただいておりますので、簡単にお話しさせていただきます。田んぼダムにつきましては、菅原委員がおっしゃったように、少しずつではございますが令和3年6月に設立しました田んぼダム推進コンソーシアムを中心に進めてまいります。なかなか上流の区域の皆さんの御理解を得るのが、どうしても下流の湛水区域の皆さんは困っているので積極的に協力するんですが、上流の方については湛水しない。そういった方々の御理解については、まだ県の努力も足りないのかなと考えております。これらにつきましては引き続きコンソーシアムをベースに、進めてまいりたいと思います。

後は、排水の評価という件でございます。本当に地域の排水を担っているのは誰なのかということだと思いますけれども、農地の排水も当然やっておりますけれども、地域排水も併せて実施して、地域を守っているのは土地改良区であると私もそのように思っております。当然、費用負担も、今、電気料や燃料等、大分高騰しておりますので、非常に土地改良区は厳しい状況になっているということにつきましては重々理解しておりますので、それらについて、今後、水土里ビジョンの中でそれぞれの役割を決めて、費用負担も含めて、色々と町村等に御理解を頂きながら、その辺の費用負担についても調整していく必要があるのかなと思っております。

後、ほ場整備の中で園芸団地というような非常に私にとって耳が痛い話でござい

まして、実は過去において石巻の蛇田地区を担当しておりまして、そこはハウス団地を最初からこのエリアに作ると計画しまして、ほ場整備と高収益、付加価値の高い団地を作ってハウスを作ったというものでございました。その地域については、たまたま合意形成が図られたということもございますけれども、その後についても、そういったハウス団地を作ろうと色々な調整をしたこともありますが、なかなか上手くいっていないのが実態でございます。東日本大震災後も復興交付金を使いまして、様々な調整をさせていただき、ある程度できたところもございますけれども、総体的に言えばなかなかうまくいっていないというのが実態でございます。これにつきましても、大区画ほ場を整備して空いた時間、今大体1haから2haの大規模な農地になっておりますので、そういった効率的にやった分、またその園芸作物等もできるように、ほ場整備地区の中で、合意形成をしっかり図っていければと考えております。ありがとうございます。

○ 角田部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、最後に半澤委員の方からお願いいたします。

○ 半澤委員

はい。今回から委員になりました半澤と申します。よろしく願いいたします。私は丸森で牧場経営しておりますが、ここに呼んでいただいたのは、多分、私は宮城県農業法人協会という、県内の農業法人123社会員があるんですけども、その会員の所属する団体の会長をしておりまして、その関連でこの場に呼んでいただいたのかなと思っております。

たくさんの委員の皆様から非常に貴重な御意見もありましたので、あまり重複しないようなところと思ひましてお話ししたいと思います。冒頭の資料2のところ、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の中間見直しということで、この計画の基本的なところは賛成できちんと制定してもらおうところが、宮城県の県民、また農産物を安定的に供給して、農村の発展につながると思っています。

途中の文面に「大消費地仙台を抱える」という土地の利があるというふうに書いてありますが、先ほどマルヒ食品の佐藤委員の方からも、園芸部門などは他の産地に負けている部分が私の会員の中の話でも出ておりまして、それは流通の問題など色々な問題があるので、今後改善していただければ良いと思うんですけども、きちんと県がバックアップしながら、理解醸成、要は高いから買って欲しいではないですし、県内の良い農産物、良い品質のものを皆様方の食卓に届けるというところが、ひいては豊かな農村の構築につながると私は思っていますので、何かの事業を一つ一つやることよりも、全体の理解醸成のところは、県がバックアップしていただかないとなかなか進まないのかなと、あわせて、細かい技術的なものは、各部署で足りない部門を揉んでいただければと。私たち農業法人協会は、農政部の幹部の方々と年に一回、色々とお話しをする機会を持っていますけれども、そういった中で色々問題点も提言していきたいと思っておりますので、その基本的なところは、

お願いしたいなど。全国で日本農業法人協会という組織もありまして、約2,100社あります。資料3の、先ほど一苺一笑の佐藤社長もおっしゃっていましたが、認定農業者数というのは、このとおりにはいかないんじゃないかなと。法人の数は今、宮城県内で800を超えていますので、おそらく1,000を超すのではないかなと思っていますが、個別経営体に関しましては、5年後、令和12年には間違いなく激減だと思われるんです。減っているということがベースにないと、色々な計画を立てるに当たっても、生産量や農業産出額とか色んなものが狂ってくると思うんです。少なくとも6,300経営体っていうのはちょっと多すぎるのではないかなと。農業法人協会の方では、もう5年後には半分近くになるって言われています。法人の数は増えますけれども、個別経営体はちょっと、ただ、宮城県の事情は兼業農家が多いので他産業に就きながら農業を続けている場合もありますので、それに当たらないかもしれませんが、そこは見直す必要があるのかなと。後、農地の面積ですけども、菅原委員から多分大崎は素晴らしく集約集積がいつています。ですが、集約はきても集積が伴わない。要は土地がまとまらない。一反歩の畑・田んぼを5枚も合わせられない。飛び地になる。5枚合わせればまだ良い方なんですけれども、効率の悪い県内の農地、水田、たくさんまだまだあるんですけれども、それを国のほ場整備に頼らず、自力で大きくして後から補助金もらうという形で進めようという法人も一部出て来ている。隣の山形とかでそうやって規模拡大している水稻の法人もありましたので、やはり担い手が減るといのは確定だと思うので、まずそれに対しての農地の面積も変わってくると思いますし、農業産出額も変わってくるので、そこは中間見直しで修正が必要なんではないかなと率直に思いました。後は細かなところは、これを全てやっていただければ、宮城も「食材王国みやぎ」と言って過言ではないくらい、生産力に関してはあると私も思っていますので、後は人材ですね。結局、法人がやるにしても個人がやるにしても、地域でその土地をどう守っていくかと、3月末で地域計画というものも立ててはいますけれども、宮城県はないと信じてはいますけれども、ほかの県の事情を聞くと法人がその議論の中に入れてもらえないとか、他市町村、同じ町村だったら入れるけれども隣の隣の法人さんは入れないよとか、ただ個人で貸し借りはしているみたいなんですけれども、そういう弾力的な運用が宮城県では上手くやっていると聞いていますのでないと思っていますけれども、やはり、やれる人に土地を集めて生産力を維持するということは、今後、全国の課題でもありますが、宮城県の課題かなと思っています。以上です。

○ **角田部会長**

はい。ありがとうございました。

○ **石川農政部長**

御意見ありがとうございました。

今回の見直しのところで、確かに数値目標なども、現実的な路線で行けば、なかなか増えていくということが難しいというものがあれば、そこも一度、まさしく見

直しの時期になりますので、そういった御意見なり、これまでの数値的なものを含めながら、必要であれば、下方修正が必要な項目も出てくるのかなというところは当然理解しておりますので、今日の御意見も踏まえた形で、少し数字の方は精査をしていきたいと考えています。

○ 角田部会長

はい。ありがとうございます。

委員の皆様何か他に御意見、そろそろ時間が来ておりますけれども、何か言っておきたいことがございましたらと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

私の方から少しお話しをしたいと思うんですけれども、まず、今回、農業部会の委員の方、それから専門委員の方が新たに加わっていただいて、まずこういう委員の方を集めていただいてありがとうございます。私からお礼を言いたいと思います。このような、多様な方を集めていただいて、それぞれの視点でお話を伺うことができ、私も非常に勉強になることが多かったです。

あまり時間がないのですが、この基本計画の中間見直しに当たっては、もちろん環境とかコミュニティというのはものすごく大事なことだと思うんですけど、やはり今は食料安全保障というのが本当に大事な話だなと思っています。資料の中には「バリューチェーン」という言葉が出てきますが、このバリューチェーンをつなげていくということが大事かなと思います。これは例えば、先ほど議論になった直売所の話ですよ。バリューチェーンの最終段階で消費者に届ける重要なものである直売所が、ちょっと言葉はきついかもしれないけれども消滅の危機にあったりするという、それから、宮城県の特産品を宮城県で作っているのかというお話が先ほどありましたけれども、私も以前、他の大学の学生が仙台長なすの生産について調べたいと、問い合わせが来たんですけれども、調べてみたんですけれども、あまり生産者がどこで生産されているか見つからなくて、後で県の方に聞こうかと思っていました。本当にもったいないというか、本当に宮城県内でそのバリューチェーンをつなげていく取組が、うまくまとめられているかなという疑問に感じました。

それから農産物の流れなんですけれども、もう一つ大事なことは、人材の流れっていうかチェーンっていうのが大事かなと思ひまして、産業振興審議会の方でもお話が出たんですけれども、例えば農業高校の生徒さんですごい活躍をされている方がいて、メディアにも取り上げられているんですけれども、そういう方が農業に、もちろんその方々の希望もあると思いますけれども、ちゃんと農業に就きたいという人は就いていただけるような仕組みであるとか、今日、大場委員からも話があったんですけど、農業っぽくない人、例えば読書会に来られているような方々、農業とは関係ないように見えるかもしれないですけども、いかに農業に関わっていただけるか、さっきもお話がありましたけれども、これから人が激減するんです。そういう中で新しい仕組みをどうやって作っていくかを考えた時に、既存の農家の後

継者の方々だけではカバーしきれなくなっているのです、何か新しい仕組み、それこそ多様な担い手、新規就農者とか外国人労働者だけじゃない、本当に多様な方々だと思うんですけれども、きめ細かな支援っていうのが必要なのかなと思います。

さっき半澤委員からもお話しがあったように認定農業者、私も事前の打ち合わせの時に強く言えなかったことなんですけれども、表に出さなくてもいいんですけれども、年齢構成をだせば一目で分かるんです。増えるということにはならない。というか激減するんです。そういった中で、新しい仕組みをこれから作っていくということで、基本計画は抜本的に大きく変えなくても良いとは思っているんですけれども、そういったところをきちんと見据えた、補強していくことがこれから必要だと感じました。私の方から以上でございます。

はい。活発な御議論、誠にありがとうございました。先ほど言いましたけど、時間がなかつたりしましたので、これ以外に言いたかったことについては、後で事務局へ提出していただければと思います。事務局の方におかれましては、本日出た意見等を踏まえて、中間案の調製をお願いしたいと思います。推進指標については直接的な意見は出ませんでした。施策体系や実績を踏まえて、事務局で案を作成いただければと思います。

ほかになれば、以上をもちまして議事の一切を終了したいと思います。審議会の円滑な進行への御協力ありがとうございました。

4 その他

○ 司会

角田部会長ありがとうございました。

次に次第の4その他でございます。角田部会長からもお話がありましたが、時間の関係上割愛せざるを得なかった御意見がございましたら、お手元の用紙に御記入の上、ファクシミリ又は電子メールなどで6月27日（金）、2週間後までに事務局の方に送付いただきますようお願いいたします。

今後のスケジュールにつきましては、本日の配布資料の資料1にあります。農業部会は今後2回開催予定となっております。次回は7月23日を予定しており、中間案を御審議いただく予定としております。

5 閉会

○ 司会

それでは以上をもちまして第26回宮城県産業振興審議会農業部会を終了いたします。皆様ありがとうございました。